

地域福祉活動応援助成事業 要綱

第1条 目的

この助成事業は、愛荘町において、日頃から子どもから高齢者までが地域で安心して暮らしていけるように、見守りや交流の場、生活支援事業等を継続して取り組む活動に対し、予算の範囲内で必要な経費の助成を行うことにより、地域での支え合いや見守りネットワークを構築することを目的とする。

第2条 助成対象

助成対象は、次のいずれにも該当する活動とする。

- (1) 2年以上継続して活動が見込まれるものを対象とする。
- (2) 活動の実施において、年1回以上は区長・副区長・福祉推進委員等の自治会役員および民生委員児童委員が集まり、活動内容および地域福祉活動における情報共有や協議（見守りサポート会議）を行う。
- (3) 地域での支え合いや見守りネットワークの構築を目的として、自治会において行う次のような活動。

テーマ	活動内容（例）	助成基準
① 見守り活動	・個別訪問による見守り活動・地域で孤立しがちな世帯への支援活動 ・見守り体制の構築や災害時要援護者への支援、地域での福祉活動に関する情報交換や協議（サポート会議）等	・訪問活動 500 円/回 ・見守りサポート会議 2,000 円/回
② 出会い・つながる場づくり	サロン活動・世代間交流等 ※高齢者ふれあいサロン活動助成を受けておられる活動は除く。	2,000 円/回
③ 生活支援サポート	移動支援や家屋・庭の手入れなどの日常生活の支援活動や立ち上げ経費等	別表に定める経費に対して 年間 1 団体 5,000 円

第3条 助成金額

この事業における助成金額は1自治会 25,000 円を上限とする。

第4条 対象となる経費

次に掲げる科目の経費を助成対象とする。

科 目	内 容
報 償 費	外部人材による講師謝礼・助言者謝礼・会議開催時の委員謝礼など
旅 費	研修や戸別訪問などに要する交通費など
需 用 費	消耗品代・材料代・参考図書購入代
役 務 費	切手代・保険料など
会 議 費	居場所づくりの推進にかかるお茶菓子代など
使用料・賃借料	会議・研修会等の会場使用料など
備品購入費	支援に必要な備品の購入代
負 担 金	申請事業にかかる研修参加費・講習受講料

第5条 交付方法および交付請求

(1) 交付申請

所定の申請書類に必要事項を記入し、自治会長の署名押印の上、必要書類を添付して愛荘町社会福祉協議会（以下、「本会」という）に提出する。

【提出書類】

- ① 活動費交付申請書（様式 3-1）
- ② 活動計画書・収支予算書（様式 3-2）
- ③ その他、本会会長が必要と認める書類

【申請要項・申請書類の入手方法】

本会窓口およびホームページ（<http://aisho-shakyo.or.jp/>）からダウンロード

(2) 実績報告書の提出

所定の活動報告書（様式 3-3）に必要事項を記入・自治会長印を押印の上、必要書類を添付して本会に提出する。

【提出書類】

- ① 活動報告書・収支決算書（様式 3-3）
- ② 助成事業の実施状況がわかる資料（チラシ・プログラム・写真等）

(3) 交付決定および通知

- ア 助成金額は、提出書類をもとに本会会長が決定する。
- イ 助成金の交付については、書面にて通知する。

(4) 交付請求

- ア 本会から助成金交付の決定を受けた自治会は、助成事業実績報告書（様式 3-3）により、助成金を請求する。
- イ 助成対象となった場合は、団体名・代表者名・助成金額・事業内容等を公表することがある。

第 6 条 助成金の返還

申請内容および報告内容に虚偽があることが判明したときには、助成金の全額または一部の返還を求めることがある。

第 7 条 その他

本助成は、赤い羽根共同募金助成金を活用する。

(付則)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。